

包括的相談支援事業所（各分野の相談支援窓口）

分野	事業所名（部署）	住所（四万十市）	連絡先
子育て	四万十市健康推進課 子育て世代地域包括支援センター	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎ (34) 8015
子育て	四万十市福祉事務所 家庭児童相談室	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎ (35) 5255
子育て	四万十市地域子育て支援センター なかむら”ぽっぽ”	右山元町1丁目2-10	☎ (35) 3748
子育て	四万十市地域子育て支援センター にしとさ”ぴよっこ”	西土佐用井1110-3 （川崎保育所内）	☎ (52) 1277
介護	四万十市高齢者支援課 地域包括支援センター	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎ (34) 0170
介護	四万十市西土佐総合支所 地域包括支援センター	西土佐用井1110-28 （西土佐保健センター内）	☎ (52) 1000
障がい	四万十市福祉事務所 社会福祉係	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎ (34) 1120
障がい	基幹相談支援センターゆくり	駅前町10番23号	☎ (57) 0012
障がい	四万十市社会福祉協議会 障害者支援センター	中村東町2丁目4番13号	☎ (34) 3641
生活困窮	四万十市福祉事務所 生活福祉係	中村大橋通4丁目10 （市役所1F）	☎ (34) 1781
生活困窮	生活相談窓口しるべ	具同田黒1丁目10番5号	☎ (34) 8100
総合相談	四万十市社会福祉協議会（本所）	右山五月町8-3 （社会福祉センター内）	☎ (35) 3011
総合相談	四万十市社会福祉協議会（支所）	西土佐用井1110-31 （総合福祉センター内）	☎ (31) 6111

四万十市における包括的な相談支援体制の実現のための

アクションガイド

他分野の業務にも関心を持って、一緒に考えよう！

包括的な相談支援体制づくりの要は、「多機関連携の強化」です。専門外（分野外）の相談にも耳を傾け、個別ニーズを起点に多機関連携を促し、一緒に重層的支援体制整備事業を推進してきましょう。寄せられる相談のうち、単独の相談機関では、対応が困難な複雑化したケースや、複数の課題を抱える複雑化したケースについては、一人で悩まず問題意識と課題解決のアイデアを共有していきましょう！



重層的支援体制整備事業に関するお問合せ窓口

四万十市福祉事務所 社会福祉係 0880 (34) 1120

重層的支援体制整備事業リーフレット（関係機関向け）

みんなでつながる 地域共生社会の実現に向けて



そもそも、重層的支援体制整備事業って何？

- Q** 四万十市で始まった重層的支援体制整備事業ってどんな取り組み？
- A** 一言で言えば、**みんなでみんなを支え合う仕組みを創っていく事業**になります。包括的な支援体制づくりとも呼ばれており、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に充実させていく取り組みになります。
- Q** どうして、重層的支援体制整備事業ができたの？
- A** 近年、8050世帯やヤングケアラー、ひきこもり、介護と育児のダブルケア、ゴミ屋敷、社会的孤立など、**複合化・複雑化した生活課題を抱えたケースが増えてきた**ことが背景にあります。これまでのような**属性別・年代別の支援ではなく、分野横断的に世帯まるごと支援できるような包括的な支援体制の構築**が求められています。こうした体制づくりの手段として重層的支援体制整備事業が創設されました。
- Q** 四万十市は、**どんな支援体制**を創ろうとしているの？
- A** 今ある相談支援の仕組みをベースに、**分野を超えた多機関協働の強化**によって、**みんなでみんなを支え合う仕組み**を創っていこうと取り組んでいきます。

2025/1/15発行

四万十市における重層的支援体制整備事業の基本イメージ

重層的支援体制整備事業の詳細内容・「つなぎシート」のダウンロードはこちら



地域づくり事業

世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行い、社会的孤立の発生・深刻化の防止を目指す。



包括的相談支援事業 ※相談支援窓口は次ページ参照

相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止め、課題を整理した上で関係機関へつなぎ、連携して支援する。

個別の課題
世帯の課題

+

介護

障がい

+

子育て

生活困窮

=

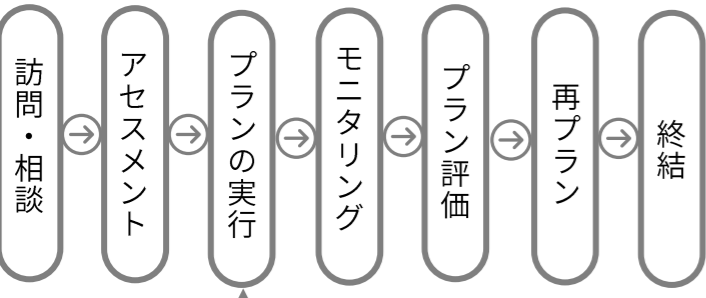


つなぎシート

アウトリーチ等事業

長期にわたりひきこもり状態にある人等、必要な支援が届いていない方とのつながりづくりに向けた支援を行う。

受託機関 基幹相談支援センターゆくり



制度の狭間、課題が複雑・複合化しており解決が困難なケースの場合「つなぎシート」を作成・提出。

多機関協働事業

「つなぎシート」を受付。課題が複雑化した相談に対し、支援関係機関と協働してケースの情報整理・課題を明確化し、役割や関係性を調整する。



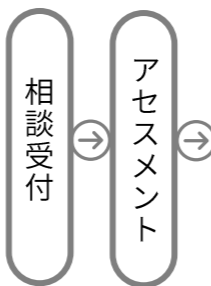
支援会議

※支援会議(社会福祉法第106条の6)は、会議の構成員に対する守秘義務が課せられる

本人同意が得られないケースや、早期の支援が必要にも関わらず支援が進まないケースで、他機関との情報共有や支援方針の共有が必要な場合に開催

- 関係機関と情報共有
- 情報の整理と課題の明確化
- 支援方針の決定、役割分担

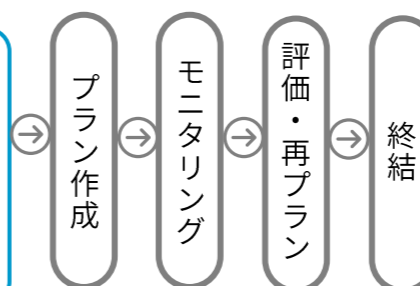
受託機関
四万十市社会福祉協議会



重層的支援会議

本人同意あり・プラン作成

- 支援内容のプラン化
- 多機関協働プラン等作成
- アウトリーチプラン・参加支援プランを作成

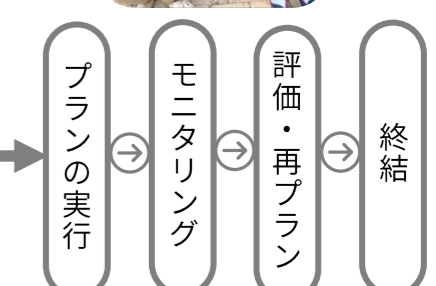


参加支援事業

社会との関係が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な場合、相談者と地域、サービス(専門職)等とのつながりを支援する。



受託機関 生活相談窓口しるべ



事業全体のコーディネート 四万十市福祉事務所